

各総合振興局長・振興局長 様

建設部住宅局長

子育て世帯向け住宅の管理の適正な執行について

北海道が整備する子育て世帯向け住宅の管理について、北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）に定めるもののほか、次のとおり取扱うこととしましたので、指定管理者あて通知するとともに、適切な運用が図られるようよろしくお願いします。

なお、本通知の施行により、平成19年6月9日付け住宅第354号通知（「子育て世帯向け住宅の管理の適正な執行について」）は廃止します。

記

1 入居資格

子育て世帯向け住宅の入居申込者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ①現に小学校就学の始期に達するまでの者と同居し、又は同居しようとする者
- ②公営住宅法の定める政令月収が21万4千円以下であること。
- ③現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

2 入居者の募集

- (1) 子育て世帯向け住宅の入居者の募集は、一般公募により行う。
- (2) 一般公募にあたっては、当該住宅が子育て世帯向け住宅であり、入居資格や入居期限等が定められていることを明示して行う。
- (3) 入居者を募集したにもかかわらず、入居申込者が募集した戸数に満たなかったことにより空き住宅がある場合であって、一般公募によらなくても入居しようとする者の公平を逸しないと認められる場合は、随時公募により入居者を募集することができる。また、随時公募を行ってもなお、当該空き住宅への応募がなく、空き住宅の期間が相当期間に及んでいる場合については、一般住宅として入居者を募集することができる。

3 入居者の選考

入居申込者が募集した戸数を上回った場合における入居者の選考は、公開抽選により行う。

4 入居期限到来時の意向確認

総合振興局長・振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は子育て世帯向け住宅の入居者に対し、入居期限の到来（延長した場合を含む。以下同じ。）の都度、当該期限の2年前を目途に別記「子育て世帯向け住宅の入居期限到来時における意向確認書」により、意向確認を実施するものとする。

5 他の公営住宅への住替え

- (1) 入居期限の到来により住宅を明け渡すこととなった入居者又は条例第28条の3第1項の入居者は、住宅を明け渡す時点で次に掲げる事項に該当する場合を除き、他の公営住宅に住替えすることができる。

ア 当該入居者の収入が条例第6条第2号の金額を超えているとき。

イ 当該入居者が条例第38条第1項各号のいずれかに該当するとき。なお、条例第28条の3第1項の入居者にあつては、第38条第1項第2号の家賃に第28条の3第2項の金銭を含むものとする。

(2) 総合振興局長等は、(1)の入居者に対し世帯の人数に応じて、次に掲げる規模の住宅を基準として、他の公営住宅の空き住宅から住替先の住宅（以下「住替住宅」という。）を斡旋するものとする。

① 1人世帯 …………… 2DK又は50㎡未満の住宅

② 2人世帯 …………… 2LDK又は60㎡未満の住宅

③ 3人世帯 …………… 3LDK又は70㎡未満の住宅

④ 4人世帯以上 …………… 3LDK又は70㎡以上の住宅

(3) 総合振興局長等は原則、道営住宅の中から住替住宅を斡旋するものとし、住宅を確保することが困難な場合には地元市町村等と協議を行い、住替住宅の確保に努めるものとする。

(4) (3)の協議は地域の住宅事情や確保すべき戸数等にもよるが、概ね入居期限の到来の2年前から行うものとする。

(5) (2)の住替住宅に入居を希望する入居者は、入居期限の到来する日又は通知期間経過後の通知にあつては、当該通知後6月を経過する日までに住替住宅に入居するものとし、総合振興局長等は、正当な理由がなく入居しなかった入居者に対しては、当該住替住宅以外に住替住宅を斡旋しないものとする。

(6) 総合振興局長等は、住替住宅を斡旋できない場合や、住替住宅が現に入居している住宅と同団地の同規模の住宅に限られる場合、その他特別な事情がある場合は、現に入居している住宅を住替住宅として斡旋することができるものとする。

(7) (6)による場合、新たに一般住宅を子育て支援住宅として公募する。ただし、子育て支援住宅の仕様と異なる住宅を指定する場合には、事前に子育て支援住宅の仕様へ改修する。

また、一般住宅に空きがなく、新たに子育て支援住宅を指定できず、子育て支援住宅の戸数が減少する場合には、指定戸数の変更を行う。

(8) 総合振興局長等は、住替住宅に入居を希望する入居者の選考を原則、入居期限の到来の1月前までに行わなければならない。

(9) 住替住宅に入居を希望する入居者が住替住宅の戸数を上回った場合における入居者の選考は、抽選により行う。

(10) 総合振興局長等は、住替住宅の斡旋にあたり、次の事項に配慮するものとする。

ア 加齢、病気等により、日常生活において身体の機能上の制限を受ける者がいる世帯について、エレベーターが設置されていない住宅の1階又はエレベーターが設置されている住宅に入居させること。

イ 入居期限の設定の対象となった子どもが病気等により、12歳に達することとなる日の属する年度の末日において、小学校の課程を修了していない世帯について、校区の変更を伴わない住宅に入居させること。

6 集会所等の管理

(1) 総合振興局長等は、市町村が道営住宅の集会所等において子育て支援サービスの提供を行う場合は、当該集会所等の使用を認めるものとする。

(2) 総合振興局長等は、市町村が子育て支援サービスを提供するうえで必要な集会所等の管理運営に関する事項を協議するため、総合振興局長等、市町村及び団地自治会等で構成する運営協議会を設置するものとする。

(3) 子育て世帯向け住宅の入居者でない者が子育て支援サービスの提供を受けようとするときは、集会所等を利用することができる。

別記

子育て世帯向け住宅の入居期限到来時における意向確認書

年 月 日

北海道 (総合) 振興局長 様

入居者 住 所

氏 名

1 入居期限到来時における意向確認 (該当する番号を○で囲む。)

① 退去する

② 入居期限の延長を希望する

期限の延長ができる場合は次のとおり

ア 条例第6条第2号に掲げる収入基準を満たしていること。

イ 条例第38条第1項各号のいずれにも該当しないこと。(条例第28条の3第1項の入居者にあつては、第2号の家賃に第28条の3第2項の金銭を含む。)

ウ 入居期限が到来する日において、同居者に12歳に達していない者がいること。

③ 他の公営住宅に住替えを希望する

私は、次の事項に同意します。

ア 住替住宅は北海道が斡旋するが、空き住宅の状況により、希望に沿えない場合があること。

イ 斡旋された住替住宅に正当な理由がなく入居しない場合は、自ら住替先の住宅を確保したうえで、入居期限が到来する日までに退去すること。

※ 以下は「③他の公営住宅に住替えを希望する」に○印を付けた方のみ記載してください。

2 希望する住替住宅 (該当する番号を○で囲む。)

(1) 間取り ① 1DK ② 1LDK ③ 2DK ④ 2LDK ⑤ 3DK ⑥ 3LDK

⑦ 4DK ⑧ 4LDK

(2) 階数等 ① エレベーターが設置されていない住棟の1F又はエレベーター付きの住棟

② 上記以外

※ (2)の①は、世帯の中に加齢、病気等により、日常生活において身体の機能上の制限を受ける者がいる場合に限る。

3 住替住宅に入居する者 (入居者及び同居親族)

| 氏 名 | 続柄 | 生年月日 | 備 考 |
|-----|----|------|-----|
| | | ・ ・ | |
| | | ・ ・ | |
| | | ・ ・ | |
| | | ・ ・ | |
| | | ・ ・ | |